

登下校時のスクールバス対応について

《 状況を学校に報告し、指示を受ける 》

- ・スクールバス～学校間の連絡方法

学校→スクールバス（SB）	スクールバス（SB）→学校
①固定電話→SB携帯電話（音声通話） ②学校携帯電話 →SB携帯電話（音声通話） ③校内公衆電話 →SB携帯電話（音声通話） ④学校携帯電話 →SB携帯電話（メール） ⑤災害用伝言サービス	①SB携帯電話→固定電話（音声通話） ②SB携帯電話 →学校携帯電話（音声通話） ③SB携帯電話→学校携帯電話（メール） ④災害用伝言サービス ⑤公衆電話→固定電話（音声通話） ⑥公衆電話→学校携帯電話（音声通話）
※①→⑤は優先順位	※①～⑥は優先順位

※輻輳、停波の可能性があるので速やかに連絡を取り合う

※ひとつの連絡方法に固執せず、いくつかの方法を試みる。

※「スクールバス→学校」への連絡で、公衆電話の使用は車内の安全確保ができる場合のみ。

※スクールバス携帯電話、学校携帯電話の双方にメールアドレスの設定が必要。

電話以外の連絡方法の検討（GPS電話、無線機、校内連絡用トランシーバー）

《 スクールバスの位置確認 》

- ・スクールバスコースの入った地図を用意し、現在地に磁石等でマークする
- ・乗車している児童生徒名を確認し、運行表中の氏名にチェックする。
- ・けが人の有無を確認する。⇒「登下校時における医療的な対応」参照
- ・スクールバス周辺の状況について報告を受ける。

《 対応の協議、スクールバスへの指示 》

- ・道路状況、災害状況等をスクールバスからの報告、テレビ、ラジオ等の情報から、学校に戻るかどうか対応を協議する。そのため、学校～スクールバス間の連絡は密に行う。

運行可能な場合

- ・どのコースで学校に戻るか
 最短コース（通常コースのショートカット）
 （現在地から引き返す）
 通常コース

- ・引渡し場所の決定（総括班）

◇登校時

学校に戻ってから引き渡す（震度5弱以上の場合）

駐車可能な場所に移動し、そこに保護者に迎えに来てもらい引き渡す場合もある。（緊急対応）

※引き渡し手続きに従って引き渡す

◇下校時

通常コースをまわり、スクールバス停で引き渡していく

ある場所で駐車し、そこに迎えに来てもらい、引き渡す（運行不能時）

直ちに学校に戻り、学校で引き渡す（震度5弱以上の場合）

運行不可能な場合

- ・スクールバスコース付近の避難所が記された地図等を基に避難する。
- ・スクールバス乗車の状態で避難所や駐車可能な避難場所に移動することを優先する。
- ・児童生徒の安全確保が可能になるまで車内で保護する。
- ・乗車中の児童生徒の安全確保が可能になれば、スクールバスから降車し、徒歩で最寄りの避難場所移動する。**(市民の協力が得られる場合または、教員到着後)**
- ・車内で保護者への引き渡しを待つこともあり得る。
- ・車内にとどまることが危険な場合は早急に車外に避難する。このとき、付近の市民に安全確保の協力を要請するとともに、児童生徒に、お互いに手をつながせるなどの指示を行うなどの対応をする。
- ・引渡し場所は避難場所で行う。

※安全確保が可能な状態…付近の市民の協力を要請し、協力を得ることができる場合。また、教職員が駆けつけ態勢がとれた場合。

《 家庭に連絡 》

- ・複数の手段で対応についての決定事項をスクールバス利用児童生徒の全保護者に連絡する。

複数の手段：緊急連絡先への電話連絡

携帯メールを活用した連絡システム

NTT災害伝言ダイヤル

携帯電話災害伝言板

連絡内容：スクールバスの位置、運行についての対応

引渡し場所

部分単通生の保護依頼

- ・連絡が取れない場合は職員が保護を継続

《 現場（スクールバスや避難場所）への応援部隊の結成、派遣 》

- ・通勤途中で現場に近い教職員が駆けつけるように携帯メールを活用した連絡システムにより、一斉指示する。
- ・現場に駆けつけられる教職員を、通勤届、住所、学校への教職員の現在地報告等からリストアップし、指示する。**(通勤途中の教職員は、スクールバスコース付近であれば、待機し、学校からの指示を待つ)**
- ・学校から自転車等による派遣を行う。
- ・現場からの必要物資等の差し入れ要請や必要だと思われる物資を携行する。
- ・現地で必要な処置（最寄りの防災機関や医療機関等との交渉）を担当する。

◎部分単通生への対応について

- ・基本は保護者が保護する。
- ・同じバス停の保護者に保護を依頼する。

※日頃から対応について学校一保護者、同じバス停の保護者間での共通理解を進める

- ・PTA携帯メール連絡網の抽出配信機能等の利用、または個別に電話を部分単通生の保護者にし、部分単通生の身柄が保護されているか確認する。
- ・同じバス停の保護者に身柄保護の依頼、および問い合わせをする。
- ・安否確認ができない場合は部分単通生1名につき教職員が2名体制の捜索チームでスクールバス停、家庭に向かい、安否確認する。
- ・10分ごとに学校に連絡をとり、状況を報告する。**(可能かどうか検討)**

- ・生徒を保護した場合は、学校に連れ戻すか、その場にとどまるか学校と協議し、判断する。
- ・自宅まで送り届けることは、二次災害防止のため、基本的には行わない。
- ・保護した場合、担任、又は学校からP T A携帯メール連絡網の抽出配信機能等の利用、または個別に電話を部分単通生の保護者にし、引き渡し方法について連絡する。

《 保護者への引き渡し手続きについて 》

- ・家族であることが確認できる場合に引き渡す。
- ・引き渡しカードに必要事項を記入してもらう。
- ・部分単通生も保護者が迎えに来ることが引き渡しの条件。
- ・部分単通生は同じスクールバス停の保護者が自宅までの見守りを承諾してもらえた場合のみ引き渡す。(事前に保護者との合意が必要)

◎スクールバスに備えておくべき物

- ・携帯電話
- ・スクールバスコース付近の避難所が記された地図(避難所一覧)
- ・応急用医薬品
- ・引き渡しカード
- ・筆記用具

◎学校に備えておくべき物(あらかじめ事務室等にそろえておく必要有り)

- ・スクールバスコース付近の避難所が記された地図
- ・コース地図
- ・磁石
- ・運行表
- ・児童生徒名簿
- ・バス停毎の児童・生徒名簿
- ・児童生徒顔写真
- ・職員通勤届
- ・職員住所録
- ・保健調査票のコピー
- ・「単通生通学状況一覧」
- ・引き渡しカード

◎応援部隊用に備えておくべき物(2×4グループ分ほど用意しておく)

- ・自転車
- ・コース地図
- ・運行表
- ・スクールバスコース付近の避難所が記された地図
- ・児童生徒名簿
- ・バス停毎の児童・生徒名簿
- ・引き渡しカード
- ・筆記用具
- ・保健調査票のコピー
- ・児童生徒顔写真

◎部分単通生捜索チームが携行する物(10グループ分ほど用意しておく)

- ・児童生徒名簿
- ・バス停毎の児童・生徒名簿
- ・引き渡しカード
- ・筆記用具
- ・保健調査票のコピー
- ・部分単通生顔写真
- ・「単通生通学状況一覧」